

1. 件名：リサイクル燃料貯蔵（株）リサイクル燃料備蓄センターに係る使用前確認申請
についての面談

2. 日時：令和4年4月27日（水）15時00分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、田中管理官補佐

リサイクル燃料貯蔵（株）赤坂常務取締役 他9名

東京電力ホールディングス（株）原子燃料サイクル部

輸送技術グループマネージャー 他2名

日本原子力発電（株）

発電管理室 炉心・燃料サイクルグループマネージャー 他1名

5. 要旨

○リサイクル燃料貯蔵（株）（以下「事業者」という。）から、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用前確認申請について、資料に基づき説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・令和3年11月に実施した設工認変更申請（第2回目）では、金属キャスクの基数を記載せず、型式ごとにBWR用大型キャスク（タイプ2A）を記載した。
- ・本設工認申請では、金属キャスクの認可範囲はBWR用大型キャスク（タイプ2A）全体と解釈しており、使用前確認対象も同じ範囲になると考えている。
- ・使用前事業者検査の終了をもって確認証を取得の後は、以降使用前確認が不要とすることについて、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「規則」という。）第8条（使用前確認を要しない場合）第4号が適用される旨を原子力規制庁より指示していただきたい。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・既認可の設工認に加え、新基準適合に係る設工認の分割申請の全ての範囲について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の9第3項に基づき使用前確認し、確認証を交付することになるが、金属キャスク（タイプ2A）の初回搬入分もこの範囲に含める。
- ・2回目以降に搬入する金属キャスク（タイプ2A）については、使用中の使用済燃料貯蔵施設に搬入する変更の工事であることから、事業者による使用前事業者検査を要するが、設工認の変更を伴わないので、原子炉等規制法第43条の9第3項の

ただし書きにより、規則第 8 条第 5 号に基づき、使用前確認を要しない。

- ・金属キャスク（タイプ 2 A）の初回搬入に当たって終了しておくべき使用前事業者検査を明確にすること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：設工認申請及び使用前確認申請の手続きについて

以 上